

市民活動支援補助金の制限について

事務局案

■市民活動支援補助金の考え方

補助交付期間の中で申請者には補助に頼らない活動の継続を目指していただき、行政は補助事業の継続の必要性を政策面から検討し、見極めをする。

補助期間終了後に補助金なしで事業継続ができることが理想ではあるが、内容等によって自立した活動が難しく、どうしても行政の継続した支援、補助が必要な活動については、行政が政策的な必要性の中で継続した支援を行うか否かの判断を行う。

【補助金の考え方】

自立した事業実施の模索と継続した支援の必要性の見極めの期間

【補助金の役割】

公的補助を受けていることによる事業の公益性の担保と信用の付与

■補助金の変更内容

- ・ 交付申請には同一事業に対し、1回最大3年を2回までとする申請上限を設ける。
※同一の事業に関しての申請は2回までとし、2年ずつ3回はなし。
- ・ 異なる事業とは、実施する具体的な事業内容が異なるものとする。